

宝塚医療大学学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定により、宝塚医療大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、宝塚医療大学学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士とする。

(学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学位を授与するに当たっては、次のとおりとする。

- (1) 保健医療学部理学療法学科の学位記には、保健医療学の名称を付記する。
- (2) 保健医療学部柔道整復学科の学位記には、保健医療学の名称を付記する。
- (3) 保健医療学部鍼灸学科の学位記には、保健医療学の名称を付記する。
- (4) 保健医療学部口腔保健学科の学位記には、口腔保健学の名称を付記する。
- (5) 和歌山保健医療学部リハビリテーション学科の学位記には、保健医療学の名称を付記する。
- (6) 和歌山保健医療学部看護学科の学位記には、看護学の名称を付記する。
- (7) 観光学部観光学科の学位記には、観光学の名称を付記する。

(学位の名称の使用)

第5条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、宝塚医療大学の文字を付記するものとする。

(様式)

第6条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第7条 この規程の施行に必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長企画調整会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月16日から施行する。

別記様式

		第	号
学位記			
大学印	氏 名 生年月日		
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので 学士（〇〇学）の学位を授与する			
令和 年 月 日			
宝塚医療大学長			印